

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日公表

特定事業主名：飛島村長 飛島村議会議長 飛島村教育委員会教育長

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.7%
全職員	77.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.6%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	83.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	96.3%
26～30年	95.6%
21～25年	—
16～20年	78.7%
11～15年	82.1%
6～10年	86.5%
1～5年	92.1%

【説明欄】

2. (1) 「本庁部局長・次長相当職」欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
「本庁課長補佐相当職」欄について、一方の性別の該当者が少ないため記載なし。
- (2) 「36年以上」欄について、一方の性別の該当者が少ないため記載なし。
「21～25年」欄について、一方の性別の該当者が少ないため記載なし。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	47. 4%

【説明欄】

・管理職員総数 19 人のうち、女性管理職員数は 9 人であり、女性管理職員比率は 47. 4%となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	42. 9%
本庁課長補佐相当職	25. 0%
本庁係長相当職	33. 3%

【説明欄】

・本庁部局長・次長相当職区分には女性の職員がいないため数値なし。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	100.0%	—	—	—
1月超3月以下	—	25.0%	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	75.0%	—	—

【説明欄】

・育児休業取得率については、常勤職員の男女ともに100%となっている。内訳は男性職員が2人、女性職員が4人である。なお、会計年度任用職員については該当職員なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	14.1 時間／月
内部部局等以外	10.0 時間／月

【説明欄】

内部部局等以外とは、福祉課、子育て支援センター、敬老センター、児童クラブ、第一保育所、保健環境課、教育課、生涯教育課、図書館・温水プールをいう。

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日採用
女性の割合	50.0%